

日本 E R I 株式会社
長期優良住宅建築等計画に係る
技術的審査料金規程

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本E R I株式会社 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、日本E R I株式会社（以下「E R I」という）が行う技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

第2章 料金の収納

(料金の収納)

第2条 依頼者は、料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

3 E R Iと依頼者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

4 新築の一戸建て住宅、併用住宅及び長屋（アパート含む）における別表に定める評価料金は、電子申請によるものとし、それ以外の申請による場合は一回の申請につき1,500円（税込1,650円）加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価、低炭素認定技術的審査又は性能向上計画認定技術的審査と同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

5 前項による電子申請の場合において、適合証の電子交付に加え、紙面による「写し」の発行を希望する場合は、一回の申請につき1,500円（税込1,650円）加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価、低炭素認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査又はBELSと同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

第3章 料金

(長期優良住宅に係る技術的審査と設計住宅性能評価が併願される場合の料金)

第3条 新築住宅における併願審査の料金は、所管行政庁が定める以下の区分に応じ、表1及び表2に掲げる額とする。

① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査

② ①以外の技術的審査

表1 [戸建住宅] 税抜金額（税込金額）

① 5,000 円 (税込 5,500 円)	② 7,000 円 (税込 7,700 円)
---------------------------	---------------------------

表2 [共同住宅等]

税抜金額（税込金額）

[住棟料金]	① ② 50,000 円 (税込 55,000 円)	[住戸料金]	① ② 2,000 円 (税込 2,200 円)
※共同住宅等の料金は、1棟につき〔住棟料金〕＋〔住戸料金〕×対象住戸数とする。 ※共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は表1〔戸建住宅〕の料金を適用するものとする。			

(長期優良住宅に係る技術的審査が単独で依頼される場合の料金)

第4条 新築住宅における単独審査の料金は、以下の区分に応じ、表3及び表4に掲げる額とする。

- ① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査
- ② ①以外の技術的審査

表3 [戸建住宅]

税抜金額 (税込金額)

一般	「構造の安定に関すること」に 認証が適用される場合	「構造の安定に関すること」及び 「劣化の軽減に関すること」に認証が適用される場合
① 50,000 円 (税込 55,000 円)	① 41,000 円 (税込 45,100 円)	① 39,000 円 (税込 42,900 円)
② 52,000 円 (税込 57,200 円)	② 43,000 円 (税込 47,300 円)	② 41,000 円 (税込 45,100 円)

表4 [共同住宅等]

税抜金額 (税込金額)

	[住棟料金] ① ②	[住戸料金] ① ②
(1) 延べ面積 1,500 m ² 以内の鉄骨造 又は木造である建築物 (混構造は除 く)	120,000 円 (税込 132,000 円) (階数が 4 以下の場合は 130,000 円 (税込 143,000 円))	1,000 円 (税込 1,100 円)
(2) (1)以外の建築物で審査対象住 戸が 29 以下の場合	600,000 円 (税込 660,000 円)	—
(3) (1)以外の建築物で評価対象住 戸が 30 戸以上 99 戸以下の場合	450,000 円 (税込 495,000 円)	5,000 円 (税込 5,500 円)
(4) (1)以外の建築物で評価対象住 宅が 100 戸以上の場合	750,000 円 (税込 825,000 円)	5,000 円 (税込 5,500 円)
※共同住宅等の料金は、1棟につき [住棟料金] + [住戸料金] × 対象住戸数とする。 ※共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」 の料金は表3[戸建住宅]の料金を適用するものとする。		

第4条の2 既存住宅の増築・改築における審査の料金は、所管行政庁が定める以下の区
分に応じ、表5に掲げる額とする。

- ① 法第6条第1項第1号「長期使用構造等」に限る技術的審査
- ② ①以外の技術的審査

表5 [既存住宅の増築・改築]

税抜金額 (税込金額)

	戸建住宅	共同住宅等 ^{※1、※2}
標準 ^{※3、※4}	① 80,000 円 (税込 88,000 円) ② 82,000 円 (税込 90,200 円)	① ② 住棟料金 250,000 円 (税込 275,000 円) + (住戸料金 9,500 円 (税込 10,450 円) × 戸数)
評価書等 (耐震性の審査が 省略できるもの) 有り ^{※5}	① 60,000 円 (税込 66,000 円) ② 62,000 円 (税込 68,200 円)	① ② 住棟料金 80,000 円 (税込 88,000 円) + (住戸料 7,000 円 (税込 7,700 円) × 戸数)

- ※1：延床面積 500 m²以下は別途見積りとする。
- ※2：共同住宅等における「住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅」の料金は表 5[戸建住宅]の料金を適用するものとする。
- ※3：耐震性が、H27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などをいい、それ以外は別途見積りとする。
- ※4：新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合は「標準」を適用する。
- ※5：建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法に適合するものであることを確認できる確認済証および検査済証の活用を含む。

（他機関が設計住宅性能評価を行った住宅の技術的審査の料金）

第 5 条 他機関が設計住宅性能評価を行った住宅に関する技術的審査の料金は、表 3 及び表 4 に掲げる額とする。

（変更技術的審査の料金）

第 6 条 変更技術的審査の料金は、直前の技術的審査を行った機関の区分及び変更の内容に応じ、以下の各号とする。

- （1）対象となる住宅に係る直前の技術的審査を E R I が行っている場合は、1 回の変更につき、当該住宅の料金の区分に応じ、表 1 から表 5 までに掲げる料金の 2 分の 1 の額とする。ただし、評価手法や計算ルートなど大規模な変更の場合及び竣工後の増改築・リフォーム等による変更の場合は、表 3 及び表 4 に掲げる料金の 2 分の 1 の額とし、竣工後の床面積の変更を伴う増改築・リフォーム等による変更の場合は表 3 及び表 4 を適用する。
- （2）前項の場合において、変更の内容が軽微なものに限り一住戸あたり 2,000 円（税込 2,200 円）とすることができる。
- （3）対象となる住宅に係る直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして、表 3 及び表 4 を適用する。

（再交付料金）

第 7 条 技術的審査適合証を再交付する場合の料金は、一通につき 2,000 円（税込 2,200 円）とする。

（限界耐力計算法等の追加料金）

第 8 条 限界耐力計算法等により設計されたものにおいて、E R I で技術的審査のみを行う場合及び限界耐力計算法等の内容に係る変更技術的審査の場合の付加料金は、当該住宅の延べ面積の区分に応じ、表 6 に掲げる額とする。

表 6 [限界耐力計算法等の追加料金] 税抜金額 (税込金額)

延べ面積 (㎡)	追加料金
～2,000	40,000 円 (税込 44,000 円)
2,000 超～10,000	70,000 円 (税込 77,000 円)
10,000 超～50,000	100,000 円 (税込 110,000 円)
50,000 超～	150,000 円 (税込 165,000 円)

(技術的審査の料金を減額するための要件)

第 9 条 技術的審査料金は次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 技術的審査を効率的に実施できると E R I が判断したとき。

(2) E R I が定める期間内に一定数以上の申請が見込めると判断したとき。

(附則) この規程は、平成 21 年 5 月 18 日より施行する。

(附則) この規程は、平成 21 年 7 月 13 日より施行する。

(附則) この規程は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。

(附則) この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、表 1 から表 5 に記載される料金は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第 10 条に規定されている総額表示義務に関する特例により税抜表示とし、同法に定められた通り平成 29 年 3 月 31 日までの適用とする。

(附則) この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

(附則) この規程は、2020 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、この規程の施行前にされた技術的審査の依頼に係るこの規程に適用については、なお従前の例によることができる。

(附則) この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この規程の施行前にされた技術的審査の依頼に係るこの規程に適用については、なお従前の例によることができる。

制定：平成 21 年 5 月 18 日
 改訂：平成 21 年 7 月 13 日
 改訂：平成 24 年 12 月 1 日
 改訂：平成 25 年 10 月 1 日
 改訂：平成 26 年 5 月 1 日
 改訂：平成 27 年 4 月 1 日

改訂：平成 28 年 3 月 15 日
改訂：平成 30 年 4 月 1 日
改訂：平成 30 年 9 月 1 日
改訂：2020 年 4 月 13 日
改訂：2021 年 4 月 1 日